

# 座間市下水道総合地震対策計画（概要版）

## 1. 目的

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された都市であるとともに、首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に指定されているため、地震対策に取り組む必要性が高い都市です。また、DID地区（人口集中地区）を有する市街化が進行した都市であることから、重要なライフラインの一つである下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するため「下水道総合地震対策計画」の策定を目的としています。

## 2. 防災計画

対象施設の選定で抽出した「重要な幹線等」の施設において、重要度が高い施設から効果的に耐震性能を確保するため、H9年以前に整備したものを対象に以下のように優先度を設定します。

表 1：座間市の優先度

優先度	施設	重要な路線	延長(km)	対策時期
診断済	耐震診断実施済み路線	①、②、③	14.3	短期計画(5年)
優先度1	緊急輸送路下の埋設管路	①	1.3	中期計画 (5～10年)
	軌道・河川下の埋設管路	②、③	0.9	
優先度2	災害対策本部と流域下水道をつなぐ管路	④	2.3	
	代替施設と流域幹線をつなぐ管路	④	0.4	
優先度3	医療拠点と流域下水道をつなぐ管路	④	1.8	
	応急救護所と流域下水道をつなぐ管路	④	3.1	
優先度4	避難所と流域下水道をつなぐ管路	④	12.6	長期計画 (10～20年)
優先度5	広範囲の排水区を受け持つ幹線管路(汚水)	⑤	3.9	
優先度5	広範囲の排水区を受け持つ幹線管路(雨水)	⑤	12.1	
優先度6	市指定の緊急輸送路補完路	⑥	20.0	
計			72.7	

①緊急輸送路, ②鉄道横断, ③河川横断, ④防災拠点からの管路, ⑤主要幹線, ⑥市指定の緊急輸送路

地震対策工法としては、「緊急輸送路における車両交通の確保」及び「重要な施設からの流下機能確保」の観点から以下のような対策が有効です。

- ① 流下機能の確保
  - ▶マンホールと管路との接続部における可とう性継手の設置
  - ▶耐震性能の向上について評価された管きょ更生工法の実施（剛性管のみ適用）
- ② 緊急送路の確保
  - ▶ほかの地下埋設物工事も視野に入れた埋戻し土の液状化対策の実施

- ▶マンホール浮上抑制対策の実施（1号～3号マンホールを対象）
- ▶マンホールと管路との接続部における可とう性継手の設置
- ▶耐震性能の向上について評価された管きょ更生工法の実施（剛性管のみ適用）

## 座間市下水道総合地震対策事業計画図



図 1：座間市下水道総合地震対策事業計画図

## 3. 減災計画

下水道の地震対策は、防災計画による耐震化を基本としますが、その対策が十分整わない状況下で被災した場合、防災対策のみで要求事項が確保されないときに暫定的に被害を補うため減災計画が必要となります。

本市\_下水道施設課における減災計画のうち、マンホールトイレや備蓄倉庫及び耐震性貯水槽等の施設は他部署で管理されているため減災計画の検討から除外します。

本市\_下水道施設課の減災計画は災害時の重要な資料となる下水道台帳のバックアップ機能の確保を継続します。

また、下水道BCPについては、平成30年2月に第1版を策定し、震災訓練の実施や職員の意識向上に努めています。今後も定期的な訓練を実施し、レベルアップと実効性確保のためPDCAサイクルによる定期的な計画見直しを行う必要があります。